

羽田博樹税理士事務所通信

(はたひろき)

平成27年4月号 vol.6



先日、わが故郷信州より、春を感じさせる便りが届きました。実家で飼育しているヤギに3匹の子が誕生したそうです！

確定申告を終え、また次の5月の繁忙期前までのこの期間を利用して、1年半ぶりに信州に帰省し、子ヤギたちに合わせてこよと思います。

湖畔で走ったり、読書したり、少しリフレッシュしてきます(^^♪



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

自分がかつて住んでいた故郷や応援したい自治体に寄附ができる、いわゆる「ふるさと納税」制度が、使いやすくなります。

これまでは、確定申告の必要がない給与所得者等であっても、「ふるさと納税」による寄附金控除を受けるためには、確定申告をする必要がありました。この申告が不要になります。

”さらに個人住民税の控除限度額も2倍に引き上げられます”

①確定申告をしない給与所得者等が寄附を行う際に、寄附先の都道府県や市区町村に対して、代わりに、寄附金控除の申請をするように要請をすることができます。

②①の特例は、平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用されます。

③ただし、寄附者が所得税の確定申告を行った場合や、5団体を超える先に寄附を行った場合には、①の特例は適用されません。

④平成28年分以後の個人住民税については控除限度額が現状の倍になります。(目安:年収600万円 夫婦及び子1人の世帯で、寄附金の控除限度額は3万円→6万円、税額は△2万8千円→△5万8千円)

ちなみに、あるサイトで紹介されていた寄附先の人気ランキングは、①宮崎県綾町(特典:ステーキ、マンゴー等)、②北海道上士幌町(特典:ジェラート、はちみつ)、③鳥取県米子市(特典:ロースハム、生クリーム大福)などでした。

「今月の本の紹介」

天風入門 (南方 哲也 著・講談社)

本書では、人間に本来備わっている生命の力を最大限に引き出す”心身統一法”の極意が、分かりやすい言葉で、解説されています。

過剰なストレスに溢れた今の時代、心身を統一して、幸せに人生を送るためのヒントが詰まった一冊です。

積極的な心を保つための就寝前の一工夫や、集中力を高めるための心の使い方、食べ物についての諸注意など、すぐに実践できるものがたくさん紹介されていますので、即、生活に取り入れることができます。

「旬のレシピ」

今回は、この季節しか楽しめない、美容効果もあるといわれる

”そら豆”を使ったレシピです！

(焼きそら豆のチーズかけ)

①そら豆(さやごと)を軽くさつとゆで水気を切り、うす皮はそのままでザルに入れ、片栗粉をまぶす。

②余分な粉を落とし、オリーブオイル(大)で、強火で焼き目をつけるように焼く。

③皿にあけ、塩・レモンをふり、パルミジャーノを削りかける。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-1 0第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所